

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成30年(2018年)3月16日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】 抵当権の被担保債権が免責許可の決定の効力を受ける場合には,民法396条は適用されず,債務者及び抵当権設定者に対する関係においても,当該抵当権自体が同法167条2項所定の20年の消滅時効にかかると判示(平成30年2月23日最高裁)

【2】 会員に厚労大臣未承認の医薬品を販売し有罪判決を受けた会社代表Xが,検索サービス事業者に本件で逮捕された事実の削除を求めた事案。本件犯罪に係る情報を実名で公表されない利益がその余の利益に優越するものではないとした原決定に対しXが抗告したが棄却(平成29年7月21日高松高裁)

【3】 Xは,破綻したB信用組合に架空名義で複数の定期預金債権を有しその預金証書および届出印を所持しているとしてBの事業の一部を譲り受けたYに解約の意思表示をした上で払戻しを求めた事案。原判決で請求を棄却されたXが控訴したが棄却された(平成29年9月21日大阪高裁)

【4】 Xが証券会社Y3で行った信用取引は適合性原則に違反し実質的一人売買または過当取引に当たる違法なものと主張してY3及びその従業員Y1,Y2に本件信用取引による損失の賠償等を請求した事案。本判決は原審判決を一部変更し,過失相殺6割を7割に引き上げた(成29年10月25日 東京高裁)

【5】 石綿関連疾患に罹患したと主張する建設作業従事者又はその相続人が建材メーカー各社に損害賠償請求を行った事案。原審は請求を棄却し原告らが控訴。本判決は一部の建材メーカーに対し寄与度の応じた分割責任あるいは連帯責任として建築作業従事者への損害賠償責任を認めた(平成29年10月27日東京高裁)

【6】 歯科医院Y1の歯科医師Y2によりインプラント治療を受けたXが自分の意向等を見捨て治療を放棄されたとしてY1,Y2に損害賠償を求めた事案。暴言を吐いたり,診療上の指示を守らなかったりしたXに信頼関係破壊の原因があったとしてXの請求を棄却(平成29年2月9日東京地裁)

【7】 亡Aの秘密遺言証書について,署名はAのものか,Aに遺言能力があったかが争点となった事案。本判決は,署名は本人のもので認定したがAは進行した認知症にあったとして遺言能力を否定した(平成29年4月25日東京地裁)

【8】 福島第一原発事故につき,原告らがY1(国)及びY2(東電)に,汚染に対する原状回復と損害賠償を請求した事案。原状回復請求及び将来請求を却下する一方,Y1の規制権限不行使による国家賠償責任を認め,Y2には原賠法上の責任を認めた(平成29年10月10日福島地裁)

(知的財産)

【9】 Xは原審口頭弁論終結時までに無効の抗弁に対し訂正の再抗弁を主張しなかった。上告審係属中に当該特許の特許請求の範囲の訂正をすべき旨の審決が確定したため,Xが上告審でこれを理由に事実審の判断を争えるか否かが問題となったが,Xの上告が棄却された(平成29年7月10日最高裁)

【10】 原告が指定役務「南三陸産の海産物を使用した海鮮丼物の提供,南三陸産の具材を含む丼物を主とする飲食物の提供」とし「南三陸キラキラ丼」なる本願商標につき拒絶査定不服審判請求について特許庁がした請求不成立審決に対する取消を求めたが棄却された事例(平成29年7月19日知財高裁)

【11】 特許無効審判請求の不成立審決の取消訴訟であって,審決には請求の理由の要旨変更の存否についての審理不尽の違法があるが,審決の判断は結論において取消すべき違法はないとして請求を棄却した事例(平成30年2月27日知財高裁)

【12】 被告は「ゲンコツコロッケ」を本件商標とし「コロッケ入りパン」等を指定商品として登録したところ,原告は「ゲンコツ」の登録商標を引用商標として本件商標の無効を主張。特許庁が不成立の審決をしたので原告が審決取消訴訟を提起。原告の請求が認容された(平成30年3月7日知財高裁)

【13】原告から螺旋状コイルインサートの製造方法の使用の差止等を訴訟提起された被告が原告に対し損害賠償の反訴請求をした事案。原告による本件特許の出願は冒認出願であり、原告の本訴提起は被告に対する違法な行為として被告の反訴請求を認めた(平成30年3月2日東京地裁)

【14】「ステッカー」等を指定商品として防護標章登録を受けている原告が被告に対し被告が登録防護標章を付した被告商品を譲渡等することにより原告の商標権を侵害したとして被告各商品の譲渡等の禁止及びその廃棄、損害賠償を求めたところ同請求が認容された事例(平成30年2月28日東京地裁)

(刑事法)

【15】被告人は先天性ミオパチーの子を低栄養による衰弱で死亡させた保護責任者遺棄致死の罪で起訴。第1審の無罪判決に対し検察官が控訴、原審は第1審判決を破棄、差戻したため弁護人が上告。本判決は被告の故意を認めず原判決を破棄し検察官の控訴を棄却(平成30年3月19日最高裁)

【16】被告人は警察官を装い被害者に現金を交付させようとしたが、未遂に終わった。1審判決は詐欺未遂罪を認定。控訴審は被害者に預金を現金化するよう説得する行為は欺罔行為とは認められないとして無罪。上告審では詐欺罪の実行着手を認め、破棄自判とした(平成30年3月22日最高裁)

【17】被告人が駐車中の車にヌンチャクを隠し携帯したとして軽犯罪法違反に問われた事案。一審は携帯する「正当な理由」がないとして有罪としたが、控訴審では、趣味としての練習のため車内に積載していたのは「正当な理由」として原判決を破棄し無罪とした(平成29年3月8日広島高裁)

(公法)

【18】国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の返還を命ずる終局決定に従わないまま子を拘束している場合、その監護を解くことが著しく不当であると認められる特段の事情のない限り当該拘束に顕著な違法性があると判断された事例(平成30年3月15日最高裁)

【19】平成29年10月22日の衆議院選挙の一票の価値較差に関し、平成27年国勢調査に基づき算定された区割基準に従って選挙区割り定められた選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったとはいえないとして合憲と判断(平成30年2月21日広島高裁松江支部)

(社会法)

【20】Y大学の准教授Xがネットで同僚教員の名誉を毀損したとして懲戒解雇されたため解雇の無効を求めた事案。本判決はXの行為は懲戒事由に当たるが、本件懲戒解雇はXの行為と均衡を失うとしてXが労働契約上の権利を有する地位にあることを認めた原判決を維持(平成29年9月7日東京高裁)

(その他)

【21】A社の代理人は、X(勤務実態の無いままA社から給与を受けていた)の顧問税理士にXの確定申告書等の提出を求めて、Y弁護士会へ照会請求し、これに応じて確定申告書が提出された。XはY弁護士会の行為は違法として損害賠償を請求したが、請求は棄却された(平成29年9月27日京都地裁)

# 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民事法】

### (1) 最二判平成30年2月23日 最高裁HP

平成29年(受)第468号 建物根抵当権設定仮登記抹消登記手続請求事件(棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/485/087485\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/485/087485_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

抵当権の被担保債権が免責許可の決定の効力を受ける場合には、民法396条は適用されず、債務者及び抵当権設定者に対する関係においても、当該抵当権自体が、同法167条2項所定の20年の消滅時効にかかる

(理由)

免責許可の決定の効力を受ける債権は、もはや民法166条1項に定める「権利を行使することができる時」を起算点とする消滅時効の進行を観念することができないというべきである(最高裁平成9年(オ)第426号同11年11月9日第三小法廷判決・民集53巻8号1403頁参照)。このことは、免責許可の決定の効力を受ける債権が抵当権の被担保債権である場合あっても異なる。

また、民法396条は、その文理に照らすと、被担保債権が時効により消滅する余地があることを前提としているものと解するのが相当である。そのように解さないと、いかに長期間権利が行使されない状態が継続しても消滅することのない抵当権が存在することとなるが、民法が、そのような抵当権の存在を予定しているものとは考え難い。

そして、抵当権は、民法167条2項の「債権又は所有権以外の財産権」に当たるといふべきである。

### (2) 高松高決平成29年7月21日 判例時報2354号40頁

平成29年(ラ)第11号 保全異議申立決定に対する保全抗告事件 抗告棄却(確定)

本件は、会社代表者Xが会社の会員が参加した発表会において厚生労働大臣の承認を受けていない医薬品を会員に販売し、その結果、Xは懲役2年執行猶予4年及び罰金300万円の有罪判決を受けたところ、本件は、検索事業者の提供する検索サービスを利用すると、本件犯罪の容疑で逮捕された事実の全部又は一部を含む記事等が掲載されるとして、Xが本件検索結果表示の削除を認めた事案である。

原決定は、Xが本件犯罪に係る情報を実名で公表されない利益がその余の利益に優越するものということとはできないとしたため、Xが抗告した。本決定は、本件犯罪に係る事実は、保健衛生の向上を図り、消費者の生命身体の安全を保護する観点から社会的に強い非難の対象とされ、その防止及び取締の徹底について社会的関心が高いこと、本件会社の称号が変更され、同表示に掲載された人物が直ちにXであると同定されるものではないこと、取引先等がXの信用調査の一環として本件犯罪に関する事実を知ることが正当な関心事であること等の理由から一定の意義及び必要性が認められること等を理由に抗告を棄却した。

### (3) 大阪高判平成29年9月21日 金法2085号84頁

平成29年(ネ)第1143号 預金払戻請求控訴事件(控訴棄却)

Xは、破綻したB信用組合に架空名義で複数の定期預金債権を有し、当該各定期預金債権の預金証書および届出印を所持しているとして、B信用組合の事業の一部を譲り受けたYに対し、解約の意思表示をした上で払戻しを求めている。原判決はXの請求を棄却したところ、これに対してXが控訴をしたのが本件である。

本判決は、当該各定期預金の原資をXが出捐したこと、預金口座名義および預金開設者がXであったこと、預金口座開設当時からXが預金証書および届出印を所持していたことのいずれの事実も認められないとして、当該各定期預金の預金者がXであるということとはできないと判示した。

### (4) 東京高判平成29年10月25日 金法2084号76頁

平成29年(ネ)第2554号 損害賠償請求控訴事件(原判決一部変更)

本件は、歯科医院を開業しているX(本件信用取引開始時36歳、平成21年3月25日以降、現物株式のほか、株式を対象とする投資信託、外国債券や外国株式を対象とする投資信託を行うなどの投資経験あり)が、平成21年5月21日から平成23年10月11日までの間、証券会社Y3において行っていた信用取引は、適合性原則違反、実質的一人売買または過当取引に当たる違法なものであったと主張して、Y3の従業員Y1およびY2については民法709条および719条に基づき、Y3については民法715条に基づき、連帯して、本件信用取引による損失1億3466万7557円と弁護士費用1346万6755円並びにこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。原審は、Xの損失を1億3162万8898円と認定した上、6割の過失相殺を行い、これに弁護士費用相当額520万円を加えた5785万1559円およびこれに対する遅延損害金の範囲でXの請求を認容したところ、双方が控訴した。

本判決は、次のような事情から、過失相殺7割(過失相殺後の損害額3948万8669円)を相当とし、弁護士費用も395万円を相

当と判示した。Xには信用取引の仕組みやリスクを理解し、取引の適否を判断するだけの能力があり、現に、リスクの高い取引であることを知りながら信用取引説明書の注意喚起部分にすら目を通さず取引を開始し、取引開始後も漫然とY1やY2の提案に従い取引を継続していながら、損失が拡大するとY1およびY2に対し「Xを受取人とする生命保険をかけて死ぬ」等という不適切な発言をして損害回復を強く迫ったりなど、投資者として当然行うべきリスク管理を行わなかった点において落ち度があると言わざるをえず、Y1およびY2に強く迫ることでハイリスク・ハイリターン取引を誘発し、自ら損害の拡大を招いた面があることも否めない。加えて、Xは取引開始した時点で積極的な投資意向を有していたものであるが、遅くとも平成21年9月には損失が2000万円を超える状態となったことを知ったのであるから、その時点で本件信用取引の合理性やリスクを慎重に見極めるべきであったにもかかわらず、損失が縮小したことなどから、その後も漫然と取引を続け、その後Y1からY2に担当者が変わった時点では損失が7000万円を超える状態となっていたのであるから、取引を継続することで損失の回復が可能か慎重に判断すべきであったにもかかわらず、Y2が勧める取引を承諾し続け、さらには、平成23年3月末には損失が1億900万円を超える状態となって、Xとしてももはや信用取引により損失を回復することは極めて困難であると認識し、いったんは取引を止めると告げるなどしているが、結局、同年10月11日まで取引を継続し、損失を1億3466万円余りまで拡大させたものである。

#### (5) 東京高判平成29年10月27日 判例タイムズ1444号137頁

平成24年(ネ)第4631号 各損害賠償請求控訴事件(変更, 上告, 上告受理申立)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/255/087255\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/255/087255_hanrei.pdf)

建設作業に従事し、石綿(アスベスト)粉じん曝露により、石綿関連疾患に罹患したと主張する建設作業従事者又はその相続人が、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、建材メーカー各社に対しては民法709条あるいは製造物責任法3条並びに民法719条1項に基づき、損害賠償請求を行った事案で、原審が原告らのいずれの請求も棄却したため控訴がなされた事案。

本判決は、国が、遅くとも昭和56年1月1日までに建築作業現場における石綿含有建材の取扱い作業による石綿関連疾患の発生防止のために労働安全衛生法に基づく規制・監督権限を行使しなかったのは違法であり、それは国が特定化学物質等障害予防規則等を改正し、施行した平成7年4月1日の前日まで継続するとし、国に対する一部の請求を認めた。また、石綿含有建材を製造・販売した企業らについても、昭和50年4月1日以降(吹付け材については昭和48年以降)、石綿粉じん曝露により石綿関連疾患を発症する危険があること等を警告する義務があったところ、当該義務を怠ったとしたうえで、長時間、多数の建築作業現場で建築作業に従事したため、いずれの建材メーカーの製造・販売した石綿含有建材からの石綿粉じん曝露して石綿関連疾患を発症したか因果関係の立証が困難な本件においては、各建材メーカーの製造・販売した石綿含有建材のマーケットシェア及び建築作業従事者の経験した作業現場数に基づく確率計算により、当該建築作業従事者が従事した建築作業現場への各建材メーカーが製造・販売した石綿含有建材の到達頻度を推定したうえで、一部の建材メーカーに対し、民法709条に基づき寄与度に応じた分割責任あるいは民法719条1項後段に基づく連帯責任として建築作業従事者への損害賠償責任を認めた。

#### (6) 東京地判平成29年2月9日 判例タイムズ1444号246頁

平成26年(ワ)第29168号 損害賠償請求事件(請求棄却, 控訴)

Y1(医療法人)の開設する歯科医院でY2(歯科医師)によるインプラント治療を受けたXが、Y2がXの意向及びインフォームドコンセントを無視し、Xとの信頼関係を破壊した上、一方的に診療拒否を通告して治療を放棄したと主張し、Y1に対し債務不履行又は使用者責任に基づき、Y2に対し不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案。

本判決は、診療録等の記載から、Y2がXに対し事前に適切な説明を行わなかったとは認められず、XはY2の説明した治療方針を理解し容認しており、Y2がXの意向を無視して治療を行ったとは認められないとし、Y2の治療行為自体にも信頼関係を破壊するような問題があったとは認められず、むしろ、XはY2や医院の職員からの診療上の指示を守らず、暴言を繰り返しており、Y2がXに対しコミュニケーションが取れないことを理由として治療の終了を通告し、診療を拒否することを決定したことについては、XとY2との間の信頼関係が破壊されていたことに加え、本件治療が予定した最終段階まで実施されていたこと等のことからすれば、「正当な理由」(歯科医師法19条1項)があるものと認められるとし、Xの請求を棄却した。

#### (7) 東京地判平成29年4月25日 判例時報2354号50頁

平成25年(ワ)第26843号 遺言無効確認請求事件(一部認容, 一部却下(控訴))

本件は、亡Aの秘密遺言証書について、署名はAのものか、Aに遺言能力があったかが争点となった事案である。

亡Aは、平成19年2月28日付けで秘密遺言証書(本件遺言)を作成し、同21年に死亡したところ、亡Aの二男X1及び長女X2は、Aの長男Y1及び本件遺言で遺言執行者に指定されたY2に対し、本件遺言の無効確認を求めるとともに、本件遺言に基づいて移転登記された不動産について登記の更正手続きとその共有持分権の確認を求めた。

本判決は、本件遺言の署名は、検認手続の際、Xらは遺言者の字であると思ひますと陳述していること等を理由に亡A

の署名であると判断したが、Aの遺言能力については、XらYら双方から提出された見解の異なる医師の意見書、裁判所が採用した鑑定による遺言能力がなかった旨の鑑定意見等から、本件遺言作成当時、Aは進行した認知症にあり遺言能力に欠けていたとして本件遺言は無効であるとして不動産の更正手を命じたが、共有持分の確認については、登記の更正手続が認められる以上確認の利益はないとして却下した。

#### (8) 福島地判平成29年10月10日 判例時報2356号3頁

平成25年(ワ)第38号,同94号,同175号,平成26年(ワ)第14号,同165号,同166号 原状回復等請求事件(一部却下,一部認容,一部棄却(控訴))

平成23年3月11日に発生した地震及び津波により発生した福島第一原子力発電所の事故(以下、「本件事故」)の集団訴訟のうち,通称生業訴訟の第1審判決。

原告らが,Y1(国)及びY2(東電)に対し,汚染された放射線量を事故前の値に戻すことを求める訴え(原状回復請求)と共に国賠法1条1項,民法709条,710条,原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)3条1項に基づき損害賠償を請求した。

本判決は,原状回復請求に係る訴え及び将来請求に係る訴えを却下し,Y1の規制権限不行使による国家賠償責任を認め,Y2に対し,一般不法行為の責任を否定したが原賠法上の責任を認め,平穩生活権侵害に基づき,原告らのうち2907名に対し,総額4億9795万円(Y1に対しては,2905名に対し,総額2億5023万円)の支払を命じた。

### 【知的財産】

#### (9) 最二判平成29年7月10日 判例時報2355号57頁 判タ1444号113頁

平成28年(受)第632号 特許権侵害差止等請求事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/898/086898\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/898/086898_hanrei.pdf)

特許権者Xが,Yに対し,Y製品の販売はXの特許権を侵害すると主張して,その販売の差止め及び損害賠償等を求めた事案において,原審(知財高判平成27年12月16日)は,Xの特許権に係る特許には無効理由が存在するとして,特許法104条の3第1項の規定に基づく抗弁(無効の抗弁)を容れてXの請求を棄却した。Xは,原審口頭弁論終結時までに,無効の抗弁に対し,訂正により無効の抗弁に係る無効理由が解消されることを理由とする再抗弁(訂正の再抗弁)を主張しなかった。この上告審係属中に,当該特許の特許請求の範囲の訂正をすべき旨の審決が確定したため,Xが上告審においてこの審決の確定を理由に事実審の判断を争うことができるか否かが問題となった。

最高裁判所は,「特許権者が,事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかったにもかかわらず,その後の特許法104条の4第3号所定の特許請求の範囲を訂正をすべき旨の審決等が確定したことを理由に事実審の判断を争うことは,訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむを得ないといえるだけの特段の事情がない限り,特許権の侵害に係る紛争の解決を不当に遅延させるものとして,同法104条の3及び104条の4の各規定の趣旨に照らして許されない。」と判示し,本件においては,訂正審決の確定を理由に事実審の判断を争うことは許されないものと判断し,Xの上告を棄却した。

#### (10) 知財高判平成29年7月19日 判例タイムズ1444号229頁

平成28年(行ケ)第10245号 審決取消請求事件(請求棄却,上告,上告受理申立)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/978/086978\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/978/086978_hanrei.pdf)

原告が,指定役務を「南三陸産の海産物を使用した海鮮丼物の提供,南三陸産の具材を含む丼物を主とする飲食物の提供」とし,「南三陸キラキラ丼」なる本願商標についての拒絶査定不服審判請求について,特許庁がした請求不成立審決に対する取消しを求めた事案。

当該審決が,本件商標は,南三陸町地域の飲食店の団体が,「南三陸産の具材を含む丼物の提供」(引用役務)に当たり用いている「南三陸キラキラ丼」なる商標との関係で,商標法4条1項10号に該当するから,登録を受けられないとしたのに対し,原告は,「南三陸町地域の飲食店の団体」は,引用商標の使用主体と認定できるだけの実態がない上,東日本大震災の前後及び本願商標の登録出願の前後の各段階で同一性がないことを見落として,全体の段階を通じた引用商標の使用の事実をもって周知性を認めている等の点に違法があると主張した。本判決は,「他人」には,単一の者のみならず,特定の商標の持つ出所識別機能及び品質保証機能を保護発展させるといふ共通の目的のもとに結束していると評価できるようなグループも含まれると解するのが相当であるところ,提供店間で作成した共通ルールや共同で行った広告宣伝活動などから,「南三陸町地域の飲食店の団体」は,「他人」たり得るとし,その上で,各段階を通じて周知性を認定することの是非は,需要者の認識をもとに検討すべきところ,本件事案における役務の提供状況や宣伝広告・報道状況等から,需要者は,一定の構成員よりなる同一の団体により,引用役務が提供されていると認識しており,引用役務の提供開始から審決時点までを区別することなく周知性を判断できる等の判断をして,原告の請求を棄却した。

## (11)知財高判平成30年2月27日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10036号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/569/087569\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/569/087569_hanrei.pdf)

特許無効審判請求の不成立審決の取消訴訟であって、審決には請求の理由の要旨変更の存否についての審理不尽の違法があるといわざるを得ないが、審決の判断は結論において取り消すべき違法はないとして請求を棄却した事案。

特許法131条の2各規定は、請求の理由の要旨を変更する補正については、審理対象を変動させるものであるから、審理の遅延を防止する観点から、これを許可することができないとする一方、要旨を変更する補正であったとしても、審理の遅延という観点から不当なものではなく、被請求人も同意するなど特段の事情が認められる場合には、審判長の裁量的判断として当該補正を許可することができるものとし、このような場合において、仮に不許可の決定がされたとしても、審判請求人はいつでも別途の無効審判請求をすることが可能であるから、審判請求人は、当該不許可決定に対しては不服を申し立てることができないとしたものである。そうすると、審判請求人が、請求書の補正が要旨を変更するものではない旨争っている場合において、審判合議体において当該補正が要旨を変更するものであることを前提として、これを許可することができないと判断するときは、審判合議体は、同条1項に基づき、当該補正を許可しない旨の判断を示すのが相当である。それにもかかわらず、審判長が、同条1項に基づく不許可の判断を示さず、同条2項に基づき、裁量的判断として補正の不許可決定をする場合には、審判請求人は、同条4項の規定により、審判手続において、当該決定に対しては不服を申し立てることができず、審決取消訴訟においても、上記決定が裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものでない限り、上記決定を争うことができなくなるものと解される。このような結果は、審判請求人に対し、要旨の変更の可否を争う機会を実質的に失わせることになり、手続保障の観点からは認ることができない。

これを本件についてみると、原告は、審判手続において、補正が要旨を変更するものではない旨争っていたにもかかわらず、審判長は、当該補正が要旨を変更するものであることを前提として、特許法131条の2第1項ではなく、同条2項に基づき、格別理由を付することなく、上記補正を許可することができないと決定したものと認められる。そうすると、審決には、同条についての法令の解釈適用を誤った結果、要旨変更の存否についての審理不尽の違法があるといわざるを得ない。原告の主張は、上記の趣旨をいうものとして理由がある。

もっとも、審決の判断は、結論において取り消すべき違法はなく、原告の主張は、審決の結論に影響を及ぼさない事項についての違法をいうものにすぎず、採用することができない。

## (12)知財高判平成30年3月7日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10169号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/556/087556\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/556/087556_hanrei.pdf)

被告は本件商標の商標権者であり、本件商標は、「ゲンコツコロッケ」の片仮名を毛筆で書したかのような字体からなり、第30類「コロッケ入りパン」等を指定商品として、登録されたものであったところ、原告は、「ゲンコツ」の文字を標準文字で表してなる登録商標を引用商標とし、商標法4条1項11号に違反して登録されたものであると主張して、本件商標の無効審判請求をしたが、特許庁が不成立との審決をしたので、原告が審決取消訴訟を提起した事案。

本件商標は、「ゲンコツ」と「コロッケ」の結合商標と認められるところ、その全体は8字8音とやや冗長であること、「ゲンコツ」も「コロッケ」も一般に広く知られていることからすると、本件商標は、「ゲンコツ」と「コロッケ」を分離して観察することが取引上不自然と思われるほど不可分的に結合しているとはいえないものである。また、本件商標の指定商品のうち本件訴訟において争われている指定商品は、いずれも、「コロッケ入り」の食品であるから、本件商標の構成のうち「コロッケ」の部分は、指定商品の原材料を意味するものと捉えられ、識別力がかなり低いものである。一方、「ゲンコツ」は、食品分野において、ゴツゴツした形状や大きさがにぎりこぶし程度であることを意味する語として用いられることがあることから、「ゲンコツコロッケ」は、「ゴツゴツした、にぎりこぶし大のコロッケ」との観念も生じ得るが、常にそのような観念が生ずるとまではいえず、また、本件商標の指定商品の原材料である「コロッケ」は、ゴツゴツしたものやにぎりこぶし大のものに限定されていないのであるから、「ゲンコツ」は、「コロッケ」よりも識別力が高く、需要者に対して強く支配的な印象を与えるというべきである。

以上より、本件商標の要部は「ゲンコツ」の部分であると解すべきである。

そして、本件商標の要部「ゲンコツ」と引用商標とは、外観において類似し、称呼を共通にし、観念を共通にする。したがって、両者は、類似しているものと認められる、として原告の請求は認容された。

### (13)東京地判平成30年3月2日 裁判所HP

平成28年(ワ)第15181号 損害賠償請求事件(認容)

(平成27年(ワ)第31774号 特許権侵害差止等請求事件に対する反訴)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/565/087565\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/565/087565_hanrei.pdf)

原告から螺旋状コイルインサートの製造方法の使用の差止め等を提起された被告が、原告に対して不法行為に基づく損害賠償を請求した事案であって、原告による本件特許の出願は冒認出願であったというべきであり、原告による本訴の提起は被告に対する違法な行為というべきであるとして、被告による反訴請求を認めた事案。

(1) 原告代表者の発明者性について、本件発明をしたとの原告代表者の供述は採用することができず、他に原告代表者が本件発明の発明者であることを裏付けるに足りる客観的証拠も見当たらない。そして、被告の従業員らが本件発明をし、福島工場においてこれを実施していたとのH及びEの証言自体に不自然な点はなく、これに沿う客観的証拠も存在すること、原告代表者が被告の福島工場以外の場所において本件発明を知得したことをうかがわせる事情もないことなどを総合考慮すれば、本件特許の出願前の時点で、被告の福島工場において既に本件発明が実施されており、原告代表者はこれを知得した上で本件特許を出願したものである。したがって、本件においては、原告代表者が本件発明の発明者であることは認めるに足りないのであって、原告が本件発明の発明者から特許を受ける権利を承継したものであることはできないのであるから、本件特許は、その発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたものとして、特許法123条1項6号所定の無効理由を有する。したがって、原告は被告に対して本件特許に基づく権利行使をすることができないから(特許法104条の3第1項)、その余の点について判断するまでもなく、原告の本訴請求はいずれも理由がない。(2)原告の本訴請求は理由がないところ、原告代表者は福島工場において本件発明を知得した上、本件特許を出願したものとわざるを得ないのであって、原告による本件特許の出願は冒認出願であったというべきである。そして、本件特許の出願をD弁理士に依頼したのは原告代表者自身であり、被告の福島工場を訪れたのも原告代表者自身であって、本件特許の出願については原告代表者が主体的に関わったものと認められることなどによれば、原告代表者が記憶違いや通常人にもあり得る思い違いをして本件特許出願に及んだということもできない。加えて、原告が本訴提起前に被告から本件特許の出願が冒認出願であるとの指摘を受けながらあえて本訴提起に及んだと認められる。そうすると、本訴請求において原告の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであることはもちろん、原告が、そのことを知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したというべきであるから、本訴の提起は裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものと認められるといわざるを得ない。したがって、その余の点について判断するまでもなく、原告による本訴の提起は被告に対する違法な行為というべきである。

また、被告は、本訴事件に応訴するため、弁護士との間で訴訟代理の委任契約を締結するとともに、特許業務法人との間で補佐人の委任契約を締結し、相当額の報酬額を負担したほか、郵送料、謄写費用その他各種手続費用を負担したことが認められるところ、本訴の事案の内容、訴額、審理の経過及び期間、立証の難易度その他本件に現れた諸般の事情に照らすと、このうち原告の不法行為と相当因果関係のある費用は500万円と認めるのが相当である。

### (14)東京地判平成30年2月28日 裁判所HP

平成29年(ワ)第39594号 商標権侵害差止等請求事件 商標権 民事訴訟(認容)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/505/087505\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/505/087505_hanrei.pdf)

商標権を有するとともに、「ステッカー」等を指定商品として防護標章登録を受けている原告が、被告に対し、被告が登録防護標章を付した被告商品を譲渡等することにより原告の商標権を侵害したと主張して、商標法67条1号及び2号に基づき被告各商品の譲渡等の禁止を求めるとともにその廃棄を求め、併せて、損害賠償を求めた事案。

被告は、本件登録防護標章と同一の標章が付され、本件防護標章登録の指定商品に該当するステッカーである被告商品をネット通販サイトから入手した上で、インターネットオークションサービスに被告商品を出品し、これを落札した原告従業員に対して売り渡したとの事実が認められる。被告商品は、本件登録防護標章が付された模造品であり、被告商品は、同各商品は本件登録防護標章の指定商品であるステッカーに当たる。被告の上記行為は、商標法67条1号及び2号に該当し、本件商標権を侵害する。

被告は、被告各商品の譲渡が本件商標権を侵害することについて過失がなかったと主張する。しかし、被告商品はいわゆる真正品、すなわち、本件商標権の権利者である原告又は原告から許諾を受けた第三者が製造したものではないと認められるところ、被告は原告が商標権を有しているとの認識はあり、また、被告各商品を購入した際、原告のステッカーの模造品が出回っていると認識していたというのであるから、通常の注意を払えば各商品が原告の商標権を侵害するものであることを認識できたといえる。したがって、被告の主張には理由がない。

被告は、原告のステッカーの模造品が市場に出回っている状況の中で、被告のような個人で少量を販売している者を相手に訴えるのは権利の濫用であると主張するが、被告の販売した商品の数が他の侵害者の販売数と比べて少量であったとしても、原告が自らの権利を侵害するものに対して権利行使をするのは正当というべきであり、本訴の提起が権利濫用に当たるとすることはできない、として原告の請求は認容された。

## 【刑事法】

### (15) 最二判平成30年3月19日 最高裁HP

平成28年(あ)第1549号 保護責任者遺棄致死(予備的訴因重過失致死)被告事件 (原判決破棄自判,控訴棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=87578](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=87578)

#### (事案)

被告人は,先天性ミオパチーにより発育が遅れていたA(3歳)の実母であるが,栄養不良に陥っていたAに対し,十分な栄養を与えたり,適切な医療措置を受けさせたりせず,低栄養による衰弱により死亡させた行為において,保護責任者遺棄致死の罪で起訴された。

原審は,被告人には故意がないとして,無罪を言い渡した。

検察官が控訴し,原審は,被告人の故意を認め,第1審判決を破棄し,大阪地方裁判所に差し戻した。弁護人が上告した。

#### (判旨)

保護責任者遺棄罪の実行行為は,「老年者,幼年者,身体障害者又は病者」につき生存のために特定の保護行為を必要とする状況(要保護状況)が存在することを前提として,刑法上期待される特定の行為をしなかったことであるところ,ミオパチーに罹患している等のAの特性に照らすと,Aが痩せてきた事実があったとしても,Aが食事をとらない日の翌日にはたくさん食事を取るなどし,2日続けて何も食べない日はなかったので十分な栄養が摂取できていないとは考えていなかったという被告人の弁解は排斥できず,故意は認められないという第1審判決の事実認定が不合理であるとはいえない。

検察官は,第1審裁判所には重過失致死罪に訴因変更を促し又は命じる義務があると主張するが,第1審裁判所は求釈明によって事実上訴因変更を促したことにより訴訟法上の義務を尽くしたものであるべきであり,更に進んで,検察官に対し,訴因変更を明示又はこれを積極的に促すなどの措置に出るまでの義務を有するものではない。

以上のとおり,控訴には理由はないから,当審において自判し,原判決を破棄し,控訴を棄却する。

### (16) 最一判平成30年3月22日 最高裁HP

平成29年(あ)第322号 詐欺未遂被告事件破棄 (原判決破棄自判,控訴棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/586/087586\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/586/087586_hanrei.pdf)

#### (事案)

被害者は,甥になりすました氏名不詳者から「仕事の関係で現金を至急必要としている」旨の嘘を言われ,その旨誤信し,現金100万円を交付した。その翌日,被告人(いわゆる"受け子")は,氏名不詳者と共謀し,警察官を装い,預金を下ろして現金化する必要がある旨被害者をさらに誤信させ(本件嘘),被害者をして現金を下ろして自宅へ移動させたが,被害者方付近で警戒中の警察官に逮捕され,目的を遂げなかった。

第1審判決は,被告人は詐欺未遂罪に当たるとして,懲役2年4月に処した。

被告人が控訴したところ,原判決は,警察官を装って被害者に対し預金を現金化しよう説得する行為は,財物の交付に向けた準備行為であるものの,被害者に対し下ろした現金の交付まで求めるものではなく,欺罔行為とは認められないとして,無罪を言い渡した。

検察官が上告した。

#### (判旨)

本件嘘は,あらかじめ現金を被害者宅に移動させた上で,後に被害者宅を訪問して警察官を装って現金の交付を求める予定であった被告人に対して現金を交付させるための計画の一環であり,被害者に現金の交付を求める文言を述べていないとしても,詐欺罪の実行の着手が認められるから,原判決を破棄し,控訴は棄却する。

### (17) 広島高判平成29年3月8日 判例時報2354号109頁

平成28年(う)第72号 軽犯罪法違反被告事件(破棄自判・無罪(確定))

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/703/086703\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/703/086703_hanrei.pdf)

本件は,被告人が正当な理由なく,コンビニエンスストアの駐車場において,又ンチャク3組(2組を助手席側後部座席下に,1組を運転席側後部座席上に積載された布団の下に置いていた)を自動車に隠して携帯したとして軽犯罪法1条2号違反に問われた事案である。

一審は,被告人は,他人が通常の方法で観察した場合にその視野に入っていないような状態に置かれていることを認識していたことから「隠して携帯していた」と認め,本件又ンチャクは攻撃加害使用が十分可能な器具であって,その取締をする必要性,合理性があるから,「正当な理由」があるといえるためには特に携帯しなければならない事情が必要であるとして,本件においては「正当な理由」がないとしたため,被告人が控訴した。

本判決は,本号は「隠して」いる場合を処罰する趣旨の規定であり,隠す意思を要するところ,隠す意思があるとい



うためには、隠れた状態を認識するだけでは足りず、携帯の態様や目的等から「隠す」ことについて何らかの積極的な意思を認定する必要があるが、本件における携帯の態様が隠すことに対する強固な意思を推認させるものではない等を理由に「隠して」に当たらないとし、「正当な理由」について、凶器の危険性の高さを理由に「正当な理由」を限定的に解してよいことにはならないとし、客観面と主観面の諸事情を総合して判断する必要があるとし、又ンチャクについては武道や趣味等で適法に使用されることの方が一般的であることから、被告人の供述する、趣味として仕事の空き時間に練習するために自動車内に積載していたという事情は「正当な理由」がないとはいえないとして、原判決を破棄し、被告人を無罪とした。

## 【公法】

### (18) 最一判平成30年3月15日 最高裁HP

平成29年(受)第2015号 人身保護請求事件(破棄差戻)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/572/087572\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/572/087572_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

1 国境を越えて日本への連れ去りをされた子Aの釈放を求める人身保護請求において、意思能力がある子が自由意思に基づいて監護者のもととどまっているとはいえないとしてAに対する監護は、人身保護法及び同規則にいう拘束に当たるとされた事例。

(理由)

Aは、出生してから来日するまで米国で過ごし、生活の本拠地や国籍の選択につき必ずしも十分な判断能力を有していたとはいえない11歳3箇月の時に来日し、その後、請求者との間で意思疎通を行う機会を十分に有していたこともうかがわれず、来日以来、監護者に大きく依存して生活せざるを得ない状況にあるといえる。そして、上記のような状況の下で監護者は、本件返還決定が確定したにもかかわらず、Aを米国に返還しない態度を示し、本件返還決定に基づく子の返還の代替執行に際しても、Aの面前で本件解放実施に激しく抵抗するなどしている。これらの事情に鑑みると、Aは、本件返還決定やこれに基づく子の返還の代替執行の意義、本件返還決定に従って米国に返還された後の自身の生活等に関する情報を含め、監護者のもととどまるか否かについての意思決定をするために必要とされる多面的、客観的な情報を十分に得ることが困難な状況に置かれており、また、当該意思決定に際し、監護者は、Aに対して不当な心理的影響を及ぼしているといわざるを得ない。

2 拘束者が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の返還を命ずる終局決定に従わないまま子を監護することにより拘束している場合には、その監護を解くことが著しく不当であると認められるような特段の事情のない限り、当該拘束に顕著な違法性(人身保護法2条1項、人身保護規則4条)がある。

### (19) 広島高裁松江支部判平成30年2月21日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件(請求棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/552/087552\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/552/087552_hanrei.pdf)

平成29年10月22日の衆議院選挙の一票の価値較差に関し、合憲と判断した裁判例である。判旨は次の通りである。

平成28年改正法は、その附則において、新区割基準により選挙区が改定されるまでの特例措置として都道府県別定数配分については平成27年国勢調査人口を基にアダムズ方式により各都道府県の定数を算定した場合に減員となる都道府県のうち、議員1人当たり人口の最も少ない都道府県から順に6県を選択してその定数を1人ずつ減らすにとどめ、選挙区割改定については平成27年国勢調査に基づき算定された人口比最大較差を2倍未満にし、平成32年見込人口に基づき算定された人口比最大較差も2倍未満とすることを基本としている(本件区割基準)。本件区割基準のうち都道府県別定数配分の方式については全都道府県につきアダムズ方式に基づき定数を配分したものではないものの、平成28年改正法制定時には約4年後に大規模国勢調査が控えていて、その実施前に全都道府県につきアダムズ方式により都道府県別定数配分を見直せば、立て続けに都道府県別定数配分が改定される事態に陥るため、特例措置としてアダムズ方式導入を見合わせることも、国会の裁量権の行使として合理的であること、本件区割基準においては選挙区の改定に当たり平成27年国勢調査人口における較差の是正のみならず平成32年見込人口における較差の是正も図られていて、アダムズ方式導入までの間も可能な限り投票価値の平等を実現しようと努めており、現に本件選挙当日における各選挙区間の選挙人数の最大較差が、小選挙区比例代表並立制の開始以降、最も低いことに照らせば、本件区割基準も、平成24年改正前区画審設置法3条1項等の趣旨に沿っており、1人別枠方式の構造的な問題の解決を指向したものであるといえる。

よって、平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙当時、本件区割基準に従って選挙区割り定められた選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったとはいえない。

## 【社会法】

### (20) 東京高判平成29年9月7日 判例タイムズ1444号119頁

平成29年(ネ)第1138号 地位確認等請求控訴事件(控訴棄却, 上告受理申立)

Y大学を運営する学校法人が、Y大学に勤務していた准教授Xに対し、インターネットの電子掲示板サイトへ同僚教員Aの名誉を毀損する書き込みをしたとして、懲戒解雇したことについて、Xが、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認等を求めた事案において、本判決は、Xの本件投稿は、Aの名誉を毀損し、また、Y大学のハラスメント等防止規程のハラスメントに当たり、大学の職場秩序を乱したものであって、Xの信用を毀損するおそれのある行為であるとともに、大学における学生に対する教育指導の効果を低下させるおそれのある行為でもあるから、就業規則に違反する懲戒事由に当たるとしたが、本件懲戒解雇はXの行為と均衡を失するものとして重きに失し、客観的合理的理由を欠いて社会通念上相当であるとは認められず、懲戒権の濫用にあたるとして、Xが労働契約上の権利を有する地位にあることを認めた原判決を維持した。

## 【その他】

### (21) 京都地判平成29年9月27日 金法2084号82頁

平成28年(ワ)第697号 損害賠償請求事件(請求棄却)

同族会社であるA社内でXに給与等が支払われていたことについて、A社は、代表者の交替後、これに見合う勤務実態がなかったとして、当時の代表取締役B(Xの母)に対して訴訟を提起した。そして、A社の代理人弁護士が、自己の所属するY弁護士会に対し、Xの勤務実態を明らかにするため、Xの顧問税理士に対して確定申告書等を提出するよう求める弁護士会照会の申出をしたところ、Y弁護士会により同弁護士会照会が実施され、これに応じて確定申告書等が提出された。Xが、Y弁護士会に対し、当該弁護士会照会をしたことが違法であるとして損害賠償請求をしたのが本件である。

本判決は、Y弁護士会の規則は、必要事項を具体的に記載して弁護士会照会の申し出をするよう定めており、権利の実現や真実発見、公正な判断という弁護士会照会制度の趣旨に沿った申し出であることを判断することができる手続を規定しているということができ、また、その審査基準も、全体として具体的詳細なもので、考慮要素としてもできるだけ過不足なく取り上げようとし、弁護士会照会の申し出が権利の実現や真実発見・公正な判断という弁護士会照会制度の趣旨に沿ったものであると判断できるものとなっており、照会先の利害との利益衡量をすることも考慮されたものであると解されるとした上で、本件照会は、審査手続が当該規則にのっとっており、審査基準該当性判断も合理的であるから、適法であると判示し、Xの請求を棄却した。

## 【紹介判例】

東京高判平成28年7月19日 判例時報2355号76頁

平成27年(ネ)第3610号 株主代表訴訟控訴事件(控訴棄却(上告受理申立て))

法務速報193号8番で紹介済

東京高判平成29年1月18日 判例時報2356号121頁

平成28年(ネ)第4369号 電子マネー不正使用金返還請求控訴事件(変更・請求一部認容(確定))

法務速報195番3号で紹介済

最一判平成29年4月6日 判例時報2355号3頁

平成27年(行ヒ)第349号 じん肺管理区分決定処分取消等請求事件(破棄差戻)

法務速報192号23番で紹介済

最一判平成29年4月6日 判例タイムズ1444号97頁

平成27年(行ヒ)第349号 じん肺管理区分決定処分取消等請求事件(破棄差戻)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/671/086671\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/671/086671_hanrei.pdf)

法務速報192号23番で紹介済

最二判平成29年9月8日 判例タイムズ1444号92頁

平成28年(行ヒ)第371号 障害補償費不支給決定取消等請求事件(破棄自判)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/053/087053\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/053/087053_hanrei.pdf)

法務速報197号1番で紹介済

最一決平成29年10月5日 判例タイムズ1444号104頁

平成29年(許)第6号 訴訟代理人の訴訟行為排除決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/117/087117\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/117/087117_hanrei.pdf)

法務速報198号28番で紹介済

最三判平成29年10月24日 判例タイムズ1444号82頁

平成28年(行ヒ)第224号 法人税更正処分取消等請求事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/157/087157\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/157/087157_hanrei.pdf)

法務速報199号20番で紹介済

最三判平成29年10月24日 金法2085号74頁

平成28年(行ヒ)第224号 法人税更正処分取消等請求事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/157/087157\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/157/087157_hanrei.pdf)

法務速報199号20番で紹介済

最一判平成29年11月16日 金法2084号62頁

平成29年(受)第761号 再生債権査定異議事件(上告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/232/087232\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/232/087232_hanrei.pdf)

法務速報199号13番で紹介済

## 2. 平成30年(2018年)3月16日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

### 3.3月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

東京弁護士会春秋会/編 民事法研究会 349頁 3,240円  
実践 訴訟戦術 [離婚事件編] 弁護士はここで悩んでいる

遠藤 元一/編著 稲田 和也/著 中央経済社 225頁 2,808円  
債権法改正契約条項見直しの着眼点

樋口 孝夫/著 きんざい 208頁 2,160円  
債権法改正とローン契約

正影秀明 著 日本加除出版 560頁 5,400円  
相続財産管理人,不在者財産管理人に関する実務

門口 正人/編著 富越 和厚 飯村 敏明 市村 陽典 齋藤 隆 ？世 三郎 福田 剛久/著 商事法務 400頁  
4,752円  
裁判官の視点 民事裁判と専門訴訟

損害賠償事件研究会/編 民事法研究会 394頁 3,888円  
事例に学ぶ損害賠償事件入門 事件対応の思考と実務

床谷 文雄/監修 大阪司法書士会家族法研究会/著 日本加除出版 420頁 4,320円  
超高齢社会の家族法と法律実務 無縁 後見 遺言 遺留分

#### 4.3月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

日弁連高齢者障害者権利支援センター/編 民事法研究会 388頁 4,104円  
法律家のための障害年金実務ハンドブック

稲葉 博隆/著 第一法規 272頁 2,808円  
争訟リスク回避のための自治体リーガルチェック 法務の心得21か条

牧山秀登 著 第一法規 228頁 3,456円  
自治体担当者のための第三者行為求償の実務Q&A 代位取得から示談・交渉まで

井阪 博/著 東京法令出版 272頁 1,944円  
実務のための軽犯罪法解説

高井・岡芹法律事務所/編 民事法研究会 257頁 3,024円  
SNSをめぐるトラブルと労務管理 事前予防と事後対策・書式付き

村林 俊行 中田 成徳 鳥井 玲子/編著 芝野 彰一 ？木 健至 中村 仁恒 結城 優/著 日本加除出版 224頁  
2,376円  
有期契約社員の無期転換制度 実務対応のすべて

日本弁護士連合会,日弁連中小企業法律支援センター/編集 きんざい 364頁 4,104円  
事業承継法務のすべて

## 5. 発刊書籍<解説>

「実践 訴訟戦術 [離婚事件編]弁護士はここで悩んでいる」

離婚事件に関する一連の事件処理について、新人、若手、中堅、ベテランなどが会話する形式で解説されている。対応方法が人により異なる点については、複数の回答が掲載されており実践的である。離婚相談時に臨む際の服装といった実践的かつ解説書には掲載されていない内容についてもざっくりと述べられており、若手が離婚事件について一通り気軽に学ぶのに大変役に立つ本である。

「有期契約社員の無期転換制度 実務対応のすべて」

無期労働契約への転換に関して、基本的な制度の説明があり、また具体的事例をもとにした就業規則の作成や改正等について解説されている。関連する裁判例も合わせて掲載されている。労働契約の無期転換に関して実務的な対応を学びたい時に役に立つ本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。